

中小企業・小規模事業者の皆様へ 事業環境変化対応型支援事業

個別相談会

新型コロナウイルス感染症の影響や最低賃金引上げ、デジタル化、インボイス制度導入、エネルギーその他の物価高騰等の対応といった事業環境変化による影響を受ける中小・小規模事業者を対象に、当所では相談員を配置し、下記の中小企業支援施策を始めとする様々な施策に関する相談に対応するための個別相談会を実施いたします。この機会に是非、ご相談ください。

設備投資・販路開拓

生産性革命推進事業

- ・小規模事業者持続化補助金
- ・ものづくり補助金
- ・IT導入補助金

中小企業等事業再構築促進事業

- ・事業再構築補助金

最低賃金引上げ

最低賃金引上げに向けた

- ・中小企業・小規模事業者への支援事業
- ・業務改善助成金等

インボイス制度

消費税制度の仕組み

適格請求等方式(インボイス)の仕組み

消費税軽減税率の概要

相談無料
秘密厳守

令和6年 10月21日(月)～令和6年12月23日(月)

毎週月曜日開催(平日のみ) ※個別相談会に参加できない方には、電話でのご相談も随時対応いたします。

午後1時～午後4時 (お一人様1回55分以内、複数回利用可能)

相談日時

会場

太田商工会議所 2階 相談室 (予定)

相談員

中小企業診断士、経営指導員



お申し込みは事前
予約が必要です。

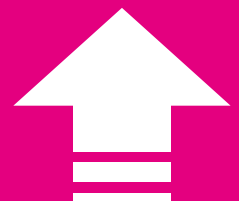
裏面申込書にてFAXで
お申し込みください。
(先着順)



お申し込みはFAXにてこのまま送信してください。

【お申し込み先FAX番号】

太田商工会議所 FAX.0276-45-1088



【個別相談会申込書】

事業所名		相談者氏名	
所在地	〒	TEL番号	
		FAX番号	
業種		E-mail	
相談内容:下記項目に☑を付けてください。		相談希望日	
【複数回答可】		月 日 (月曜日)	
<input type="checkbox"/> 小規模事業者持続化補助金 <input type="checkbox"/> ものづくり補助金 <input type="checkbox"/> IT導入補助金 <input type="checkbox"/> 事業再構築補助金 <input type="checkbox"/> 最低賃金引上げによる各種支援事業 <input type="checkbox"/> インボイス制度 <input type="checkbox"/> その他()		個別相談希望時間 <input type="checkbox"/> 13:00~13:55 <input type="checkbox"/> 14:00~14:55 <input type="checkbox"/> 15:00~15:55 ※ご相談可能な時間帯を全てチェック願います。	

補助金を相談される方へ

相談は事業者本人への支援を目的としているため、代理人による相談はお断りしています。補助金申請には事業計画書の作成が必要です。そのため、自社の経営計画書がある方は相談日にお持ちください。また、作成されていない方についても将来の経営ビジョンなどを予め再確認していただくと、個別相談会がより充実したものになります。

注…ご記入いただいた内容は厳重に管理し、個別相談会参加者の把握以外に使用いたしません。

ご相談方法

1 お申し込み

申込書に必要な事項を記入してFAXでお申し込みください。

2 相談日時の決定

相談日時が決まりましたら、担当よりメール又は電話、FAXにてご連絡いたします。

3 相談の実施

開始時間の5分前までに太田商工会議所2階までお越しください。

施策名

内容

設備投資・販路開拓

生産性革命推進事業には「ものづくり補助金」「持続化補助金」「IT導入補助金」の3つの補助事業があります。本事業では、生産性革命補助金を通じ、設備投資・販路開拓・IT導入を促進するための一部の費用を補助します。

事業再構築補助金はポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することを目的に、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、又は事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を補助します。

最低賃金引上げ

最低賃金引上げによる支援事業の一つに業務改善助成金があります。業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

インボイス制度

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されました。インボイス制度とは売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。